

③ 介護報酬の解釈 3 Q A 法令編

【法令編】 I-(3)大臣基準告示【P644】について、下記のとおり修正します（厚生労働大臣が定める基準：平成27年3月23日厚生労働省告示第95号／修正箇所のみ抜粋掲載）。 ※【 】内は3 Q A 法令編での掲載ページ数

厚生労働大臣が定める基準〔抄〕

（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号／最終改正；令和4年4月14日厚生労働省告示第161号）

※10月施行となる令和4年改定による見直し部分を抜粋し、改正箇所を下線を付しています

四の三 訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

六の三 訪問入浴介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

二十四の三 通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

二十四の四 通所リハビリテーション費におけるリハビ

リテーション提供体制加算の基準 〔略〕

二十四の五 通所リハビリテーション費における入浴介助加算の基準 〔略〕

三十四の三 通所リハビリテーション費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

三十四の四 短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費における生活相談員配置等加算の基準 〔略〕

三十四の五 短期入所生活介護費における生活機能向上連携加算の基準 〔略〕

三十九の三 短期入所生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

三十九の四 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 〔略〕

三十九の五 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護における総合医学管理加算の基準 〔略〕

四十一の三 短期入所療養介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

四十四の三 特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

四十八の三 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にお

いて、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

ニ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

ホ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

五十一の三 夜間対応型訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

五十一の四 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準〔略〕

五十一の五 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準〔略〕

五十一の六 地域密着型通所介護費における認知症加算の基準〔略〕

五十一の七 地域密着型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準〔略〕

五十一の八 地域密着型通所介護費における口腔機能向上加算の基準〔略〕

五十一の九 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準〔略〕

五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準〔略〕

五十一の十一 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準〔略〕

五十一の十二 地域密着型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

五十一の十三 認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準〔略〕

五十三の三 認知症対応型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

五十八の三 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

五十八の四 認知症対応型共同生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準〔略〕

五十八の五 認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準〔略〕

五十八の六 認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準〔略〕

六十の三 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

六十の四 地域密着型特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準〔略〕

六十二の三 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

七十三の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

八十一の三 複合型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

八十八の三 介護福祉施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

九十四の三 介護保健施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

九十九の三 介護療養施設サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百の九 介護医療院サービスにおける介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百二の三 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百十四の三 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百十四の四 介護予防短期入所生活介護費における生活機能向上連携加算の基準〔略〕

百十七の三 介護予防短期入所生活介護費における介護

職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百十七の四 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 〔略〕

百十七の五 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における総合医学管理加算の基準 〔略〕

百十九の三 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百十九の四 介護予防特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準 〔略〕

百十九の五 介護予防特定施設入居者生活介護費における生活機能向上連携加算の基準 〔略〕

百二十一の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四号の三の規定を準用する。

百二十一の四 介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準 〔略〕

百二十一の五 介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準 〔略〕

百二十三の三 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

百二十七の三 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準 〔略〕

百二十七の五 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準 〔略〕

百二十七の六 介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養管理体制加算の基準 〔略〕

百二十九の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

百三十一の二 訪問型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。

百三十八 通所型サービス費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準

第四十八号の三の規定を準用する。